

【神奈川県】会計年度任用職員【日額職】（乳児等通園支援事業／保育所保育士スタッフまたは保育所保育補助スタッフ、保育所事務補助スタッフ）募集案内（令和8年4月1日採用）

1 募集内容

募集人数	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育士スタッフまたは保育所保育補助スタッフ 若干名 ・保育所事務補助スタッフ 1名
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格を有していること。（保育所保育士スタッフのみ） ・地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。 ※欠格事由については申込書で確認してください。

2 勤務条件等

身分	地方公務員法第22条2に定める会計年度任用職員
職務内容	<p>①保育所保育士スタッフ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所における保育業務 ・その他、保育園運営に必要な業務 <p>②保育所保育補助スタッフ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所における保育補助業務 ・その他、保育園運営に必要な業務 <p>③保育所事務補助スタッフ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務補助業務、保育所軽作業補助業務 ・その他、保育園運営に必要な業務 <p>※上記のほか、大規模災害発生時における災害対応業務 （基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）</p>
雇用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務日	<p>①保育所保育士スタッフ：週1日または週2日（水曜日・木曜日）勤務</p> <p>②保育所保育補助スタッフ：週1日または週2日（水曜日・木曜日）勤務</p> <p>③保育所事務補助スタッフ：月曜日から金曜日のうち、あらかじめ所属長が指定する週1日勤務</p> <p>※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く</p>
勤務時間	<p>①保育所保育士スタッフ：8時30分から12時00分まで（3時間30分勤務）</p> <p>②保育所保育補助スタッフ：8時30分から12時00分まで（3時間30分勤務）</p> <p>③保育所事務補助スタッフ：9時00分から17時00分までのうち4時間勤務</p>
勤務場所	横浜市神大寺保育園（横浜市神奈川区神大寺2-1-7）
報酬	<p>①保育所保育士スタッフ：時給1,696円</p> <p>②保育所保育補助スタッフ：時給1,552円</p> <p>③保育所事務補助スタッフ：時給1,464円</p> <p>※令和7年度実績（制度改正等により金額は変更になる可能性があります。）</p> <p>通勤費用（実費相当額）を別途支給</p>
休暇	年次休暇 等
社会保険	<p>対象外</p> <p>※兼職の状況によっては、健康保険等の加入対象となる場合があります。</p>

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

3 募集期間

令和8年2月18日（水）から令和8年2月27日（金）まで

4 応募方法

次の必要書類を、神奈川区こども家庭支援課に提出してください（郵送または持参）。

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 会計年度任用職員申込書（第1号様式）

(2) 保育士証の写し（保育所保育士スタッフのみ）

※窓口持参の場合は、区役所開庁時間内（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで）にご持参ください。

※郵送の場合は、令和8年2月27日（金）必着となります。郵便事情による事故等については責任を負いません。

5 選考方法等

(1) 面接選考（令和8年3月2日（月）から11日（水）までの間の指定日に実施予定、令和8年3月中旬頃 結果通知予定）

(2) 健康診断 採用後に健康診断を受診していただきます。（日程は別途連絡）

6 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

7 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

8 その他

(1) 令和8年度予算が横浜市会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

(2) 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化されました。これに伴い、改正後の児童福祉法第18条の20の4において、採用内定予定者についてのみ国が整備した保育士特定登録取消者管理システムによる検索を行います。なお、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があります。（保育所保育士スタッフのみ）

9 申込・問合せ先

神奈川区こども家庭支援課こども家庭係（神奈川区役所別館3階304窓口）

担当：蛭田、千田

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

TEL 045-411-7148